第３号様式（第７条関係）その12

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 住所 |
| 氏名 |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 集落景観保全地区及び準集落景観保全地区（重点景観形成地区（山田城跡周辺地区）） |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは２階以下かつ10ｍ以下であること。また、背後に控える山並みの稜線を乱さない高さであること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び、集落や海岸線等の低地部か山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から２ｍ以上、隣地境界から１ｍ以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地面積の15％以上の緑化を行うこと。 |  |
| □　既存の樹木の保全や、在来種を活用したシンボルツリーの植樹などにより、緑地の保全・再生に努めることとする。 |  |
| □　垣又は柵を設ける場合は、出来る限り生垣や石材などの自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面からの高さを1.5ｍ以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。 |  |
| □　国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行うなど、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。 |  |
| ④その他 | □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。 |  |

第３号様式（第７条関係）その13

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 住所 |
| 氏名 |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 農漁業景観創造地区（重点景観形成地区（山田城跡周辺地区）） |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは平屋かつ８ｍ以下とする。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |

第３号様式（第７条関係）その14

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 自然景観保全地区（重点景観形成地区（山田城跡周辺地区）） |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは２階以下かつ10ｍ以下であること。また、緑の稜線を乱さない高さ・配置であること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から２ｍ以上、隣地境界線から１ｍ以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　既存の緑地及び地形については80%以上の保全を図ること。 |  |
| □　敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。 |  |
| □　敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5ｍ以下とする。 |  |
| □　屋外において常時設置する照明は、過度な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その15

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 中層景観形成地区（重点景観形成地区（山田城跡周辺地区）） |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは２階以下かつ10ｍ以下とする。また、背後に控える山並みの稜線を乱さない高さとする。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、隣接する集落への圧迫感を軽減するために敷地境界線から壁面の位置を十分に後退させるとともに、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を生かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から２ｍ以上、隣地境界線から１ｍ以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠・色彩は、背景となる山並みや海岸線、隣接する集落等周辺景観に馴染むよう配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用するなど、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地面積の15％以上の緑化を行うこと。 |  |
| □　既存の樹木の保全や、在来種を活用したシンボルツリーの植樹などにより、緑地の保全・再生に努めることとする。 |  |
| □　垣又は柵を設ける場合は、出来る限り生垣や石材等の自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面からの高さを1.5ｍ以下とする。 |  |
| □　国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行う等、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。 |  |
| ④その他 | □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その16

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | リゾート景観創造地区（重点景観形成地区（山田城跡周辺地区）） |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは２階以下かつ10ｍ以下とする。また、背後に控える山並みの稜線を乱さない高さとする。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、隣接する集落などへの圧迫感を軽減するために式t境界線からの壁面の位置を十分に後退させるとともに、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を生かした建物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物などの建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から２ｍ以上、隣地境界線から１ｍ以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠・色彩は、背景となる山並みや海岸線、隣接する集落など周辺景観に馴染むよう考慮するとともに、日本を代表するリゾート地にふさわしい品格のある建築物となるよう配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| * 山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。
 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の5％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用するなど、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地面積の30％以上の緑化を行うとともに、リゾート地にふさわしい景観の演出を図ること。 |  |
| □　屋外の駐車場は、できる限り緑化すること。 |  |
| □　敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5ｍ以下とする。 |  |
| □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その17

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 工作物（重点景観形成地区（山田城跡周辺地区）） |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　工作物の高さは10ｍ以下とする。ただし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 |  |
| □　工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線軸等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　国道58号の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、リゾート地にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。 |  |
| □　歴史の道軸の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、歴史の道にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。 |  |
| □　垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用するとともに、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |
| □　携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。 |  |
| □　周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること。 |  |
| □　工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③緑化等 | □　大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めること。 |  |
| □　敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 |  |
| □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |